

# 参考資料

# 目次

① 諸外国における教員養成・免許制度について	14
② 学校種別教員数	14
③ 公立小・中学校教員の年齢構成の推移	15
④ 現職教員の所有免許状別構成について（平成22年度）	15
⑤ 18歳人口の推移等について	16
⑥ 教員養成・免許制度について	16
⑦ 教員免許状の授与件数	17
⑧ 教員養成の現状	17
⑨ 公立学校教員採用試験における学歴別採用者の状況	18
⑩ 公立学校教員採用試験における受験者及び採用者の学歴別内訳 （平成23年度採用者）	18
⑪ 教員採用における大学院在学者・進学者に対する特例について	19
⑫ 教員研修の実施体系	19
⑬ 国内における大学院への進学状況	20
⑭ 国家公務員採用総合職試験における院卒者試験の創設	20
⑮ 世界の教員養成の状況	21
⑯ 主要国における人口100万人当たりの専攻分野別修士号取得者(2005)	21

# ① 諸外国における教員養成・免許制度について

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	フィンランド	日本
養成機関	4年制大学(4年間の学士号取得課程が主流であるが、延長型の5年課程や大学院課程もある)	高等教育機関の教員養成課程(3~4年)又は学士取得者を対象とした教職専門課程(1年)	大学の教員養成課程(3.5年~5年)	修士課程(2年)	大学の教員養成課程(5年)	大学(4年)における教員養成が標準
資格試験	有(試験の方法・内容は州により異なる)	無	有(第一次国家試験又は修士号取得試験、及び第二次国家試験)	有(教員採用試験)	無	無
試補勤務	無	無	有(第一次国家試験合格又は修士号取得後に1~2年)	無(教員採用試験合格後、1年間非正規公務員として学校に配属、勤務の3分の1を研修に充当)	無	無(1年間の条件付採用期間と初任者研修を義務)
免許等	・州が免許状を発行 ・免許状は教育段階別。(一般に初等教員免許状、中等教員免許状)	・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・学校種、教科の別はない	・第二次国家試験合格後に州が資格を認定 ・学校種類別の資格を認める州と教育段階別の資格を認める州がある	・修士号取得者又は、修士課程第2学年在学者を対象に教員採用試験を実施 ・初任1年目終了後、審査により、正規教員の資格授与	・修士号(初等教育教員は教育学専攻、中等教育教員は教職科目履修を含む各領域専攻)が教員免許に相当	・大学での所要単位及び学士等の資格を得た者に授与(申請により都道府県教育委員会が授与) ・学校種、教科別の免許状で専修、一種、二種の3種類
教育実習期間	12週間以上が22州(2002年。州により異なる。)	4年制養成課程 ……32週間以上 教職専門課程 ……18~24週間	学士課程(3年) ……14週間 修士課程(1~2年) ……4週間 計 18週間 (ニーダーザクセン州の場合。州により異なる。)	観察・指導付き実習(修士1, 2年対象) …上限6週間 責任実習(修士2年対象) …上限6週間	約半年間(タンペレ大学初等教育教員養成課程の場合。)	幼・小・中学校 ……4週間 高等学校 ……2週間

## ② 学校種別教員数

(平成23年5月1日現在)

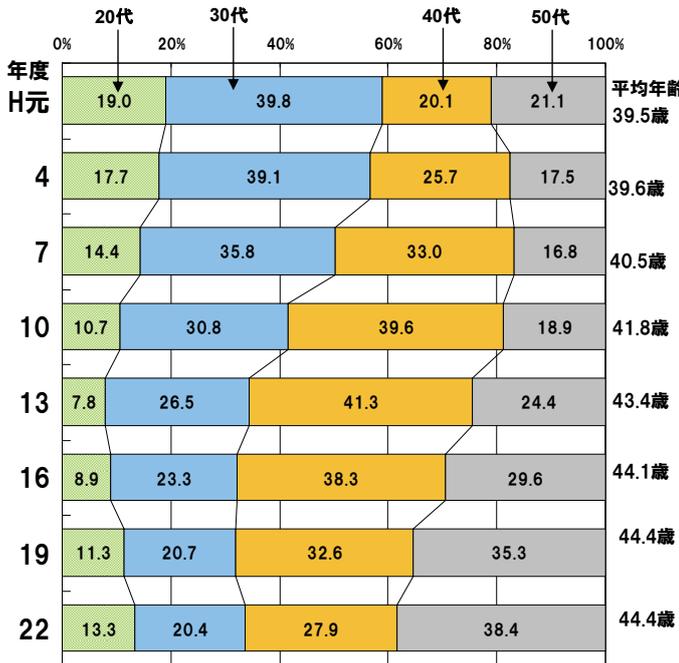
	総数		国立		公立		私立	
	昨年度参考	昨年度参考	昨年度参考	昨年度参考	昨年度参考	昨年度参考	昨年度参考	
幼稚園	110,402	110,580	356 (0.3%)	340 (0.3%)	23,861 (21.6%)	24,170 (21.9%)	86,185 (78.1%)	86,070 (77.8%)
小学校	419,467	419,776	1,859 (0.4%)	1,858 (0.4%)	413,024 (98.5%)	413,473 (98.5%)	4,584 (1.1%)	4,445 (1.1%)
中学校	253,104	250,899	1,623 (0.6%)	1,658 (0.7%)	236,433 (93.4%)	234,471 (93.5%)	15,048 (5.9%)	14,770 (5.8%)
高等学校	237,526	242,694	572 (0.2%)	577 (0.2%)	177,851 (74.9%)	181,051 (74.6%)	59,103 (24.9%)	61,066 (25.2%)
中等教育学校	2,046	1,893	181 (8.8%)	185 (9.8%)	1,219 (59.6%)	1,099 (58.1%)	646 (31.6%)	609 (32.1%)
特別支援学校	74,854	72,803	1,501 (2.0%)	1,486 (2.0%)	73,045 (97.6%)	71,027 (97.6%)	308 (0.4%)	290 (0.4%)
合計	1,097,339	1,098,645	6,092	6,104	925,433	925,291	165,874	167,250

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。  
※高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

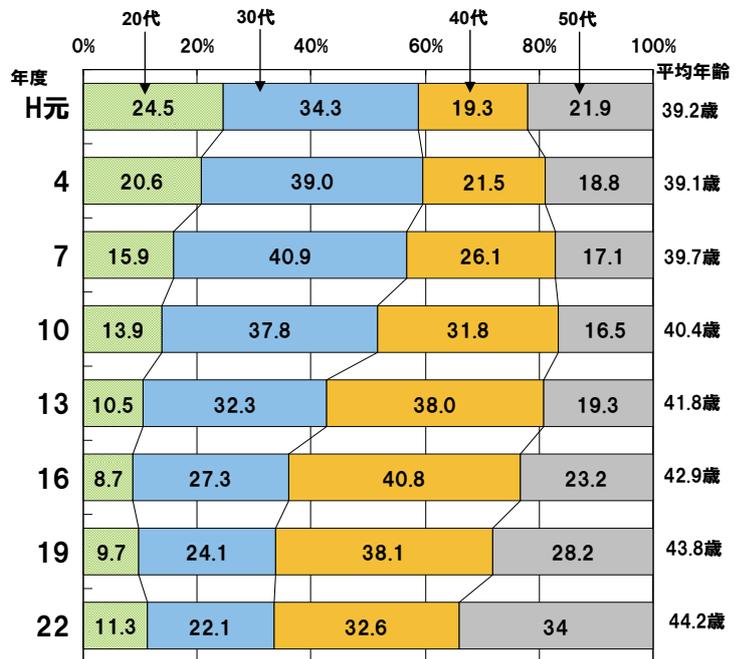
(平成23年度 学校基本調査報告書)

### ③公立小・中学校教員の年齢構成の推移

#### 小学校



#### 中学校



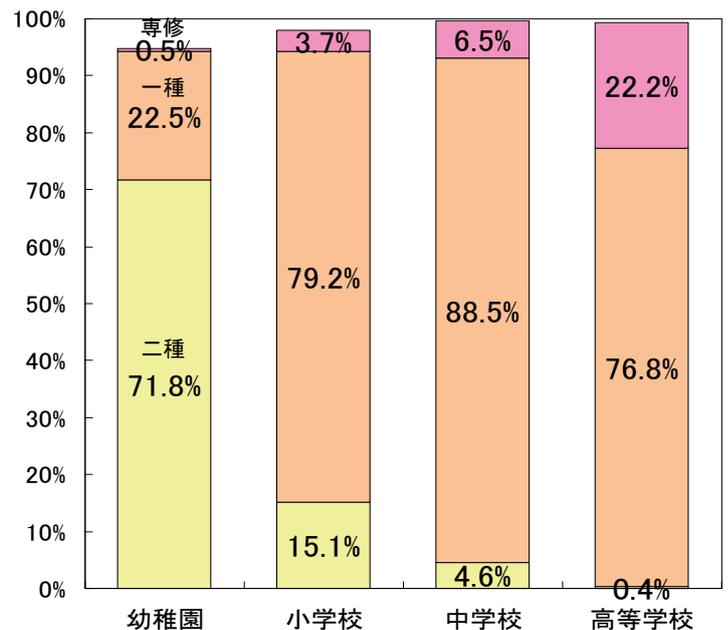
(注)教員:校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭

出典:「学校教員統計調査」

### ④現職教員の所有免許状別構成について（平成22年度）

#### <現職教員の免許状別保有者割合>

区分		専修	一種	二種
幼稚園	国立	10.4%	60.6%	22.9%
	公立	0.8%	40.3%	55.4%
	私立	0.4%	18.1%	75.9%
	計	0.5%	22.5%	71.8%
小学校	国立	15.6%	76.7%	6.2%
	公立	3.6%	79.4%	15.1%
	私立	4.9%	63.2%	18.5%
	計	3.7%	79.2%	15.1%
中学校	国立	19.9%	77.2%	2.7%
	公立	5.9%	89.2%	4.8%
	私立	14.2%	80.2%	2.5%
	計	6.5%	88.5%	4.6%
高等学校	国立	47.1%	52.0%	—
	公立	24.0%	75.5%	0.3%
	私立	17.1%	80.7%	0.5%
	計	22.2%	76.8%	0.4%

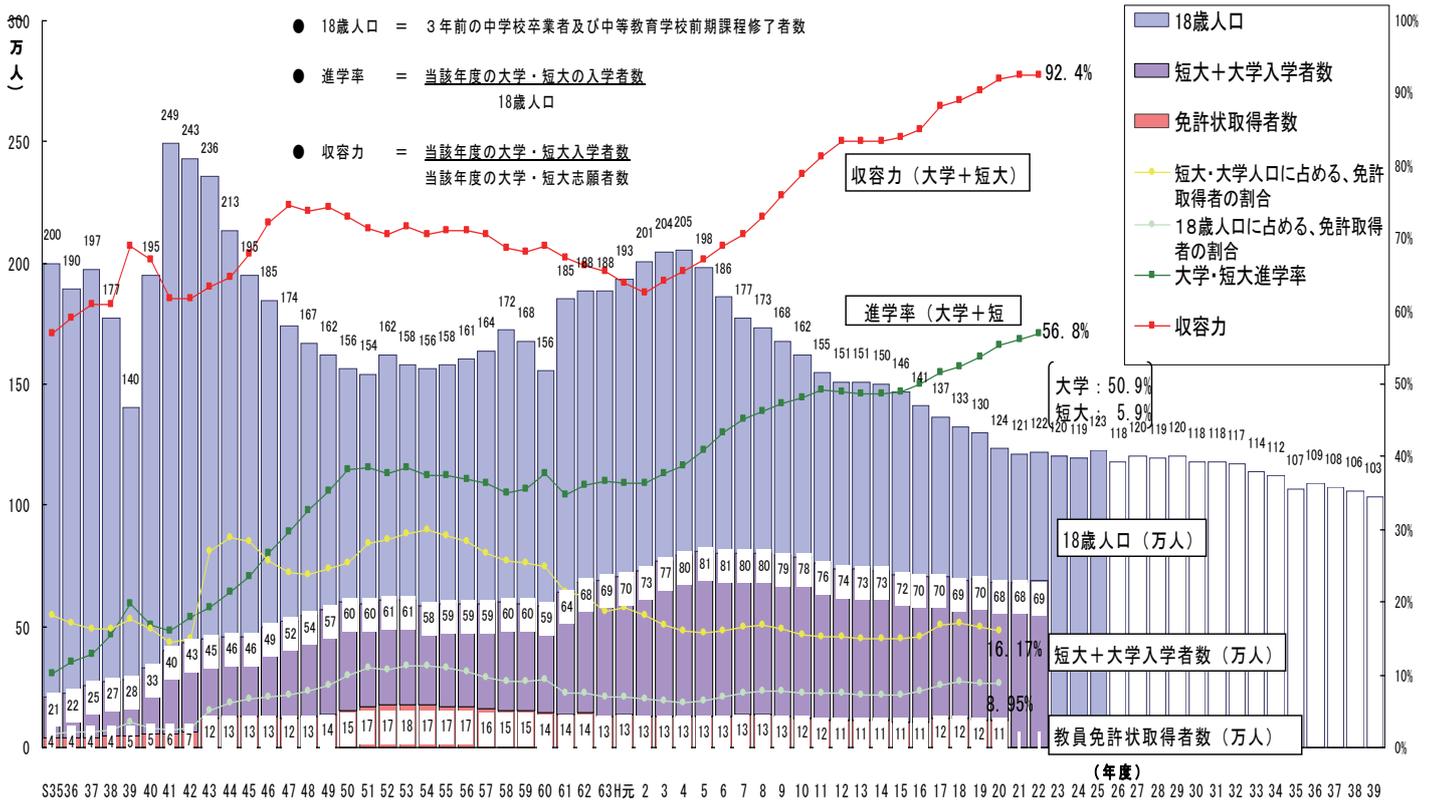


※臨時免許状のみを有する者や当該学校種の免許状を有しない者等がいるため、学校種ごとの合計は100%にならない。

※平成22年10月1日現在で所属する学校種の普通免許状を所有する教員(養護教諭、栄養教諭を含む。)の割合

(平成22年度学校教員統計調査報告書)

## ⑤18歳人口の推移等について



## ⑥教員養成・免許制度について

### 1. 免許主義と開放制の原則

#### 免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

#### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

### 2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別) ※詳細は別紙

① 普通免許状  
(有効期間10年)

② 特別免許状  
(有効期間10年)

③ 臨時免許状  
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者  
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
  - ・特別免許状
  - ・臨時免許状
- 授与を受けた  
都道府県内

## ⑦教員免許状の授与件数

(平成22年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	258	13,745	24,860	38,863
小学校	1,618	20,345	5,507	27,470
中学校	5,441	45,075	2,758	53,274
高等学校	7,192	61,646		68,838
特別支援学校	251	3,765	3,912	7,928
養護教諭	122	2,787	1,876	4,785
栄養教諭	19	1,624	1,037	2,680
特別支援学校自立教科等		49	9	58
合計	14,901	149,036	39,959	203,896

注: 特別免許状及び臨時免許状は除く。

(教職員課調べ)

※平成22年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

## ⑧教員養成の現状

### 1. 課程認定数

(平成23年5月1日現在)

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	79	579	740	0	18	339	357	86	72	456	614
課程認定を有する大学等数	77	53	470	600	0	9	244	253	81	36	315	432
割合	93.9%	67.1%	81.1%	81.1%	0.0%	50.0%	72.0%	70.9%	94.2%	50.0%	69.1%	70.4%

### 2. 国立教員養成系大学・学部の現状(平成24年度)

#### 学部

○設置状況: 44大学44学部(うち単科大学11)

○課程・入学定員

大学数	入学定員		合計
	教員養成課程	新課程	
44	10,683	4,037	14,720

※新課程: 教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したものの。

#### 大学院(修士課程)

○設置状況

設置大学数	研究科数	専攻数	入学定員
44	44	147	3,265

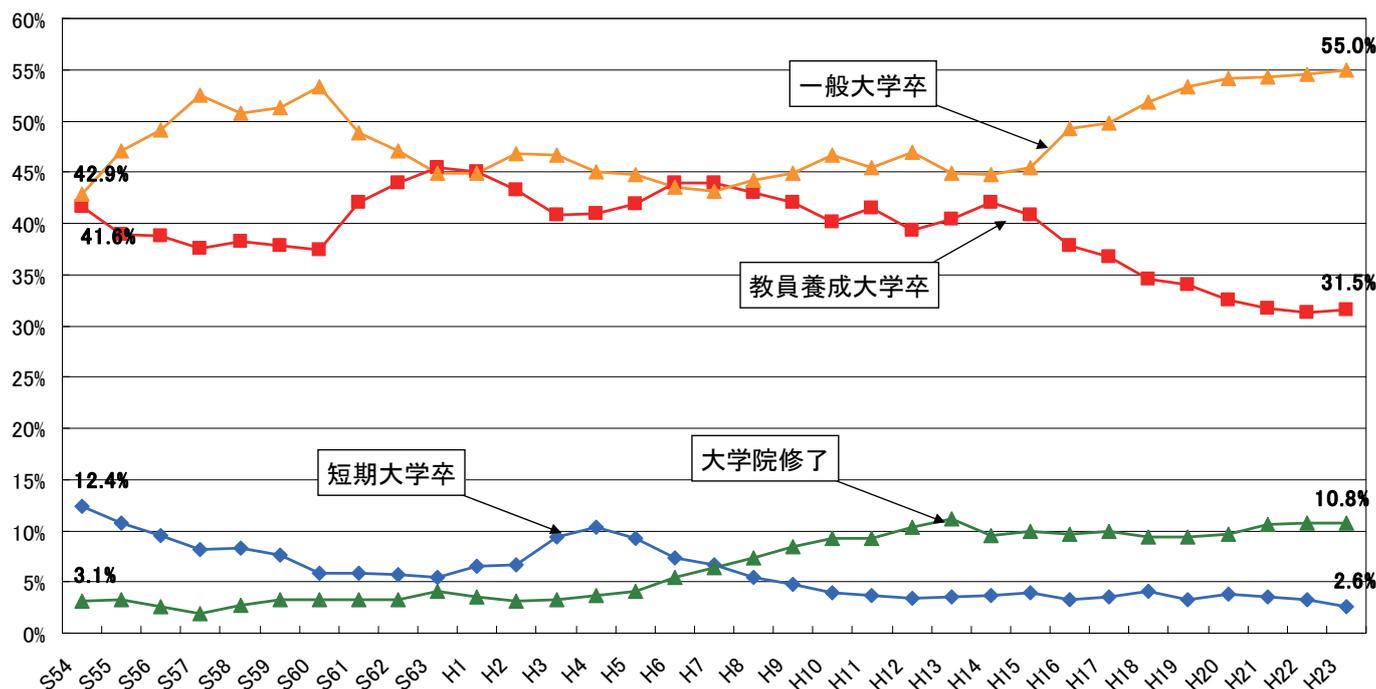
#### 教職大学院(専門職学位課程)

○設置状況

区分	設置大学数	入学定員
国立	19	645
私立	6	170
計	25	815

## ⑨公立学校教員採用試験における学歴別採用者の状況

○公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の学歴別採用者の割合



(教職員課調べ)

## ⑩公立学校教員採用試験における受験者及び採用者の学歴別内訳 (平成23年度採用者)

(単位:人)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者数	教員養成大学・学部	17,165	8,800	3,296	2,017	1,394	10	32,682
	一般大学	29,899	43,078	25,984	5,294	4,637	862	109,754
	短期大学等	3,416	1,725	104	266	2,812	324	8,647
	大学院	3,393	6,090	5,771	921	260	32	16,467
	計	53,873	59,693	35,155	8,498	9,103	1,228	167,550
採用者数	教員養成大学・学部	4,885 (41.6%)	1,989 (27.6%)	605 (14.1%)	703 (28.9%)	278 (27.4%)	1 (0.7%)	8,461 (31.5%)
	一般大学	5,772 (49.1%)	4,274 (59.4%)	2,713 (63.3%)	1,386 (57.4%)	503 (49.6%)	112 (79.4%)	14,760 (55.0%)
	短期大学等	342 (2.9%)	69 (1.0%)	10 (0.2%)	63 (2.6%)	199 (19.6%)	25 (17.7%)	708 (2.6%)
	大学院	746 (6.4%)	869 (12.1%)	968 (22.5%)	283 (11.6%)	35 (3.4%)	3 (2.1%)	2,904 (10.8%)
	計	11,745	7,201	4,296	2,435	1,015	141	26,833
採用率(%)	教員養成大学・学部	28.5%	22.6%	18.4%	34.9%	19.9%	10.0%	25.9%
	一般大学	19.3%	9.9%	10.4%	26.2%	10.8%	13.0%	13.4%
	短期大学等	10.0%	4.0%	9.6%	23.7%	7.1%	7.7%	8.2%
	大学院	22.0%	14.3%	16.8%	30.7%	13.5%	9.4%	17.6%
	計	21.8%	12.1%	12.2%	28.7%	11.2%	11.5%	16.0%

注1: 「教員養成大学・学部」は、国立の教員養成大学又は教員養成学部の出身者の数である。

(平成23年度教職員課調べ)

2: 「短期大学等」には、指定教員養成機関等を含む。

3: 「採用者数」の( )内の数は、学校種ごとの採用者数に対する割合である。

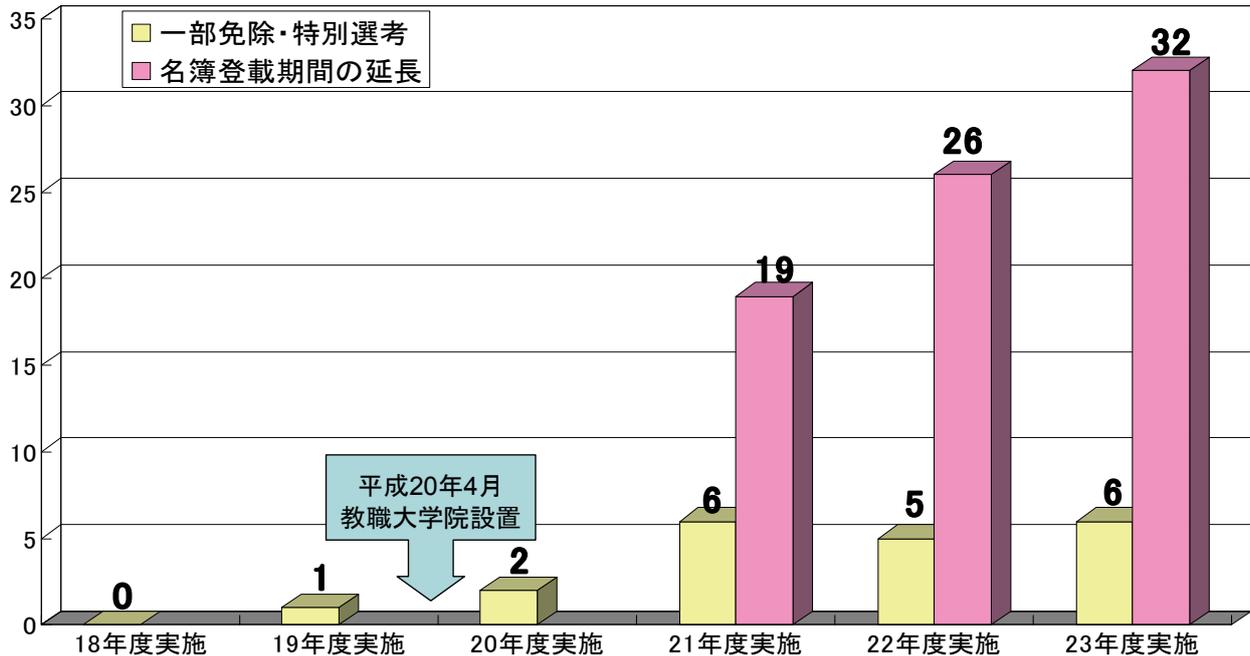
4: 採用率(%) = 採用者数 ÷ 受験者数 × 100

5: 大阪府は、受験者・採用者の学歴等を把握していないため、横浜市は、受験者・採用者の学歴等の集計方法が本調査と異なるため、それぞれの自治体の受験者数・採用者数を除いた人数を基に計算している。

6: 堺市は、受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まれていない。

## ⑪ 教員採用における大学院在学者・進学者に対する特例について

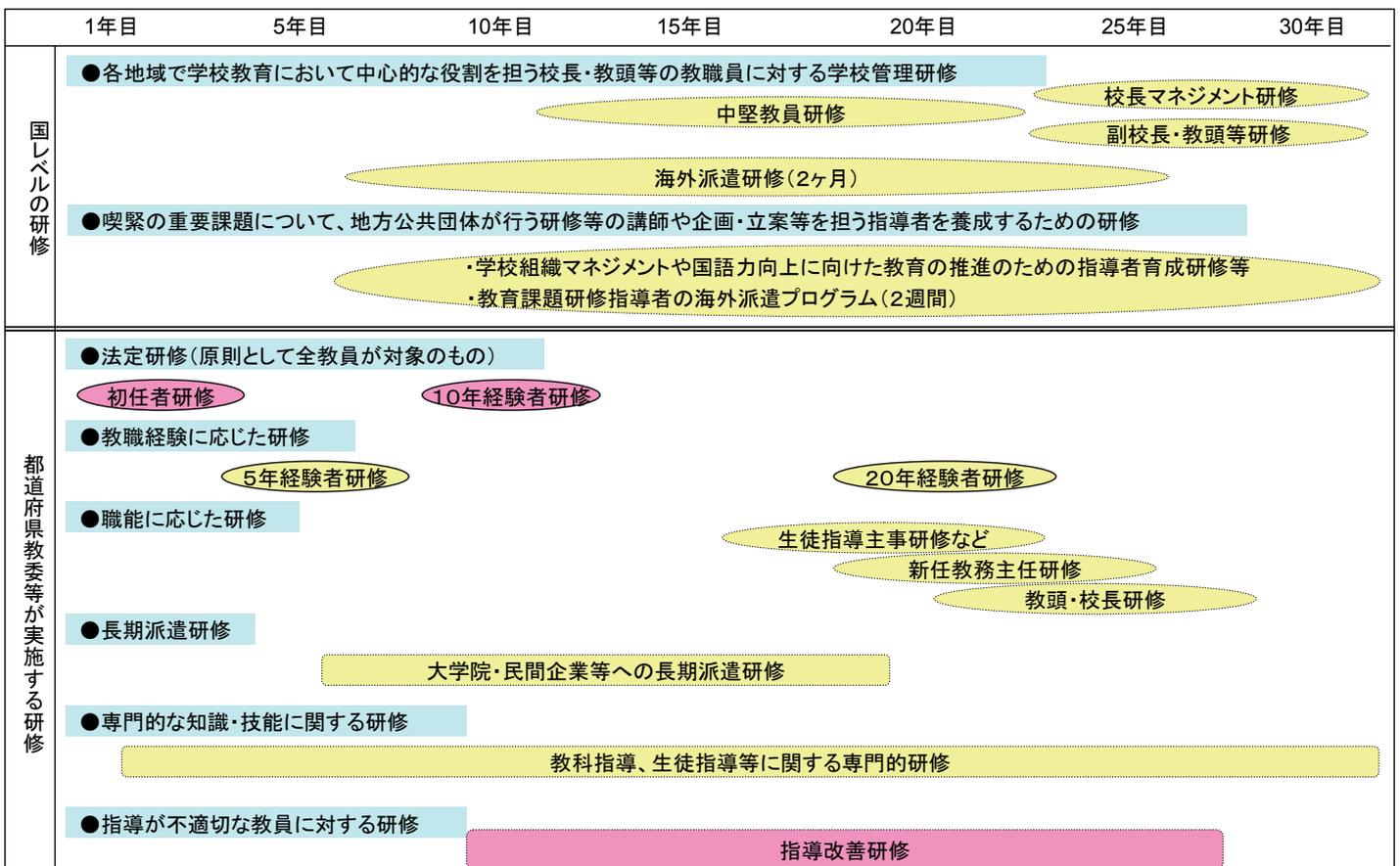
大学院在学や進学を理由に採用を辞退した者に対し、次年度以降の採用選考試験における特別選考の実施や、名簿登載期間の延長などの特例的な措置を講じている自治体は、教職大学院設置後(平成20年以降)増加している。



※「名簿登載期間の延長」については、平成21年実施分から調査。

(教職員課調べ)

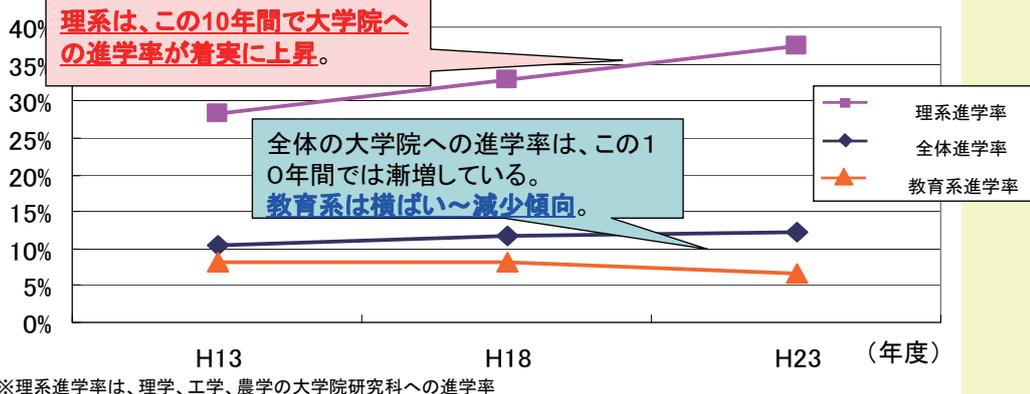
## ⑫ 教員研修の実施体系



# ⑬国内における大学院への進学状況

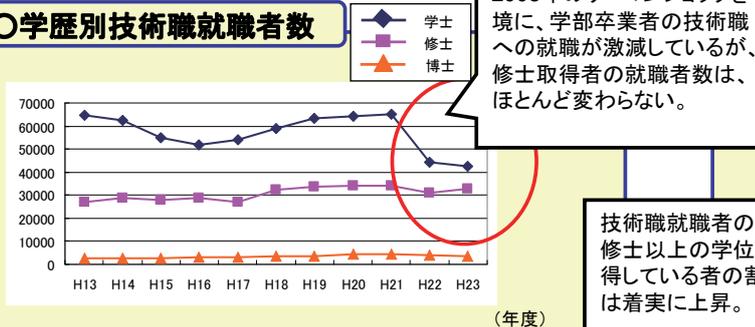
## ○大学院進学率の推移

(大学院進学率)

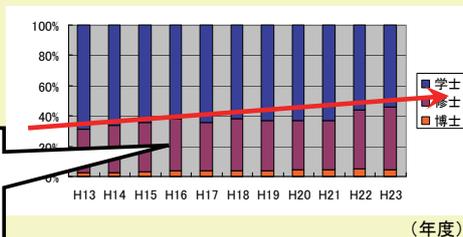


## ○学歴別技術職就職者数

(人)



## ○技術職就職者の学歴別割合



※技術職就職者数は、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者への就職者数の総計

文部科学省学校基本調査を基に作成

# ⑭国家公務員採用総合職試験における院卒者試験の創設

内外の環境の厳しくなる中、新たな人材供給源を開拓しつつ、引き続き優秀かつ多様な人材を確保するとともに能力・実績に基づく人事管理への転換の契機になることを目指し、**平成24年度より総合職試験、一般職試験等からなる新たな国家公務員採用試験を実施し、総合職試験には新たに院卒者試験を創設。**

## 改正のポイント(総合職試験)

### ○新たな人材供給源に対応した試験体系

新たな人材供給源に対応して、専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした、院卒者にふさわしく受験しやすい試験として**院卒者試験を創設。**

### ○多様な人材確保に資する試験体系

- 院卒者試験に新司法試験合格者を対象とした「法務区分」を創設。
- 大卒程度試験に既存の試験区分で検証している専門分野以外の分野を専攻した者や外国の大学の卒業生などの人材確保に資するよう、企画立案に係る基礎的な能力の検証を重視した「教養区分」を創設。試験種目として「企画提案試験」を導入。

### ○能力実証方法の改善

- 現行の「教養試験」を、知識よりも論理的思考力・応用能力の検証に重点を置いた「基礎能力試験」に改正。
- 院卒者試験では、政策の企画立案能力及びプレゼンテーション能力を検証する「政策課題討議試験」を導入。

※平成23年5月現在の俸給月額に基づき、新たな採用試験による採用者の初任給のおおよその金額を掲げたもの。

## ●受験資格

院卒者試験	大卒程度試験
30歳未満で大学院終了及び大学院修了見込みの者(法務区分は、新司法試験の合格者であることも要件)	21歳以上30歳未満の者(21歳未満で大学卒業及び卒業見込みの者、教養区分は20歳の者も受験可)

## ●採用者の初任給

採用試験の種類	初任給
総合職試験(院卒者試験)	240,000円程度
総合職試験(大卒程度試験)	213,000円程度

(参考)平成24年度総合職試験結果(人事院HPより抜粋)

	院卒者試験	大卒程度試験	計
申込者数	3,657人	20,224人	23,881人
合格者数	356人	970人	1,426人
倍率	10.3倍	20.8倍	18.0倍
採用予定人員	158人	359人	517人

(資料)人事院「平成24年度版 国家公務員総合職試験ガイド」を基に文部科学省作成

# ⑮世界の教員養成の状況

**【フィンランド】**  
OECD「生徒の学習到達度調査 (PISA)」において、常に上位を維持。**1979年より、教師資格の取得条件として修士課程の修了が必要**となっている。

**【イギリス】**  
2007年に策定された「子どもプラン」において、**教員の専門性と地位向上の観点から段階的にすべての教員が修士レベルの資格を有する基本方針**が示された。これを受け、**新任教員を対象とした、実習等を重視した「教員修士」が新たに導入**されている。

**【中国】**  
2010年に策定された、今後10年間の「国家中長期教育改革発展計画綱要(2010~2020年)」において、**今後教員の質の向上に取り組み**とされている。また、近年、**現職教員を対象とした「教育修士課程」を大学院に設置**。高校教員の3.6%が修士以上の学位を取得(2010)。

**【アメリカ】**  
2002年、「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(No Child left Behind Act of 2001)」を制定するなど、教育改革に取り組んでいる。**公立小中学校相当教員の50.8%、公立高校相当教員の53%が修士以上の学位を取得**(2007)。

**【ドイツ】**  
教員養成制度は、**大学での学修と試補勤務の2つの段階**から成る。従来学位の取得が認められなかった教員養成課程を、近年、学士・修士が取得可能な教員養成課程へと改組する動きが各州で見られ、**教員養成課程における修士号の取得を試補勤務の要件とする**などの改革が行われている。

**【シンガポール】**  
教員になるためには、所定の学位を取得した後、国立教育学院(NIE)において教員養成課程を履修することが必要。特に高校教員については、**学士を取得した上で1年間の教員養成課程の履修**が義務付けられている。**小学校教員の5.1%、中学校教員の11.5%、高校教員の19%、高校校長の88%が修士以上の学位を取得**(2010)。

**【韓国】**  
**現職教員を対象とした修士課程の教育を行う「教育大学院」を設置**(122箇所(2010))しており、**小学校教員の25.6%、中学校教員の35.8%、高校教員の39%が修士以上の学位を取得**(2011)。全国統一教員評価制度、英語コミュニケーション力認定制度、優秀な教員の役職として「首席教師制度」の導入など、教員制度改革に取り組んでいる。

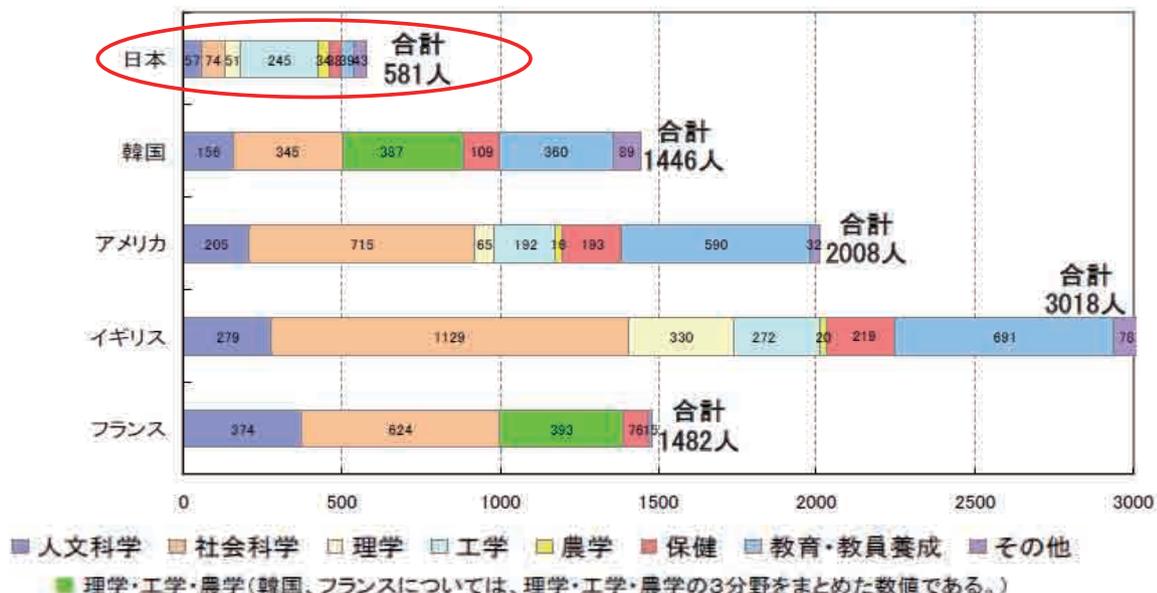
**【フランス】**  
2009年に、修士号が教員採用のための資格要件となり、2010年より、**修士課程において教員養成が行われている**。(2012年の政権交代後、教員養成の在り方の見直しを検討されている。)

**【台湾】**  
教員研修が盛んに行われており、大学院修士課程に在籍しての「**学位を伴う研修**」も近年拡大している。**高校教員の43%が修士以上の学位を取得**(2011)。

(出典)アジアの教員(ジアース出版社 2012)・文部科学省調べ

## ⑯主要国における人口100万人当たりの専攻分野別修士号取得者 (2005)

- 修士号取得者数を比較すると、**日本が581人**であるのに対し、**イギリスが3,018人、アメリカが2,008人、韓国が1,446人**という状況であり、他国においてより高学歴化が進展している。
- 特に、**教育・教員養成に係る修士号取得者**については、**日本が39人**であるのに対し、**韓国が360人、アメリカが590人、イギリスが691人**と、大きな開きがある。
- 一方、**理系(理学、工学、農学)の修士号取得者**については、日本が330人であるのに対し、韓国が387人、アメリカが273人、イギリスが622人、フランスが393人と、**教育系に比べると差は小さい**。



# 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (平成24年8月28日 中央教育審議会答申)の概要

## 現状と課題

- ◆グローバル化など社会の急速な進展の中で人材育成像が変化しており、21世紀を生き抜くための力を育成するため、思考力・判断力・表現力等の育成など新たな学びに対応した指導力を身に付けることが必要
- ◆学校現場における諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要

## 改革の方向性

教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築（「**学び続ける教員像**」の確立）が必要

**教員養成の改革の方向性**：教員養成を修士レベル化し、高度専門職業人として位置付け

### 教員免許制度の改革の方向性

「一般免許状(仮称)」、「基礎免許状(仮称)」、「専門免許状(仮称)」の創設

一般免許状(仮称)：探究力、新たな学びを展開できる実践的指導力、コミュニケーション力等を保証する、標準的な免許状。学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準。

基礎免許状(仮称)：教職に関する基礎的な知識・技能を保証。学士課程修了レベル。

専門免許状(仮称)：特定分野に関し高い専門性を証明。(分野は、学校経営、生徒指導、教科指導 等)

※「基礎免許状(仮称)」取得者が「一般免許状(仮称)」を取得する段階は、(i)採用前に取得、(ii)採用後の初任者研修と連携した修士レベルの課程の修了により取得、(iii)採用後一定期間のうちに修士レベルの課程等での学修により取得を想定

- ◆多様な人材の登用の促進
- ◆授業料減免や奨学金の活用等による学生の経済的負担の軽減について留意
- ◆教員免許更新制については、詳細な制度設計の際に更に検討
- ◆詳細な制度設計の際は、幼稚園教諭等、学校種や職種の特性に配慮するとともに、国公私の設置形態に留意

## 当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働等、段階的に取組を推進。主要な取組は、教育振興基本計画に盛り込む。

### 養成段階

(学部レベル)

- ◆学校現場での体験機会の充実等によるカリキュラムの改善、いじめ等の生徒指導に係る実践力の向上
- ◆課程認定の厳格化等質保証の改革

(修士レベル)

- ◆教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進  
(現状:25大学(20都道府県)815人)
- ◆いじめ等の生徒指導に係る事例やノウハウの集積等、教育研究の充実
- ◆大学院設置基準の大括り化等
- ◆専修免許状の在り方の見直し  
(一定の実践的科目の必修化推進等)
- ◆学習科学等実践的な教育学研究の推進
- ◆柔軟かつ多様な大学間連携の推進

### 採用段階

- ◆大学での学習状況の評価の反映等選考方法の一層の改善

### 初任段階

- ◆教育委員会と大学との連携・協働による初任段階の研修の高度化
- ◆初任段階の教員を複数年にわたり支援する仕組みの構築

### 現職段階及び管理職の段階

(現職段階)

- ◆教育委員会と大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化の推進

(管理職段階)

- ◆マネジメント力を有する管理職の職能開発のシステム化の推進

教育委員会・学校と大学の連携・協働

### 多様な人材の登用

- ◆社会人、理数系、英語力のある人材等多様な人材が教職を志す仕組みの検討

### グローバル化への対応

- ◆教員を志望する学生の海外留学を促進

### 特別支援教育の専門性向上

- ◆免許法認定講習の受講促進等の取組により、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上

### 学校が魅力ある職場となるための支援、改善を進める上での留意事項

- ◆教員に優れた人材が得られるよう、教員給与等の処遇の在り方の検討や教職員配置など教育条件を整備
- ◆先導的な取組を支援するための事業の実施、大学院への派遣の促進や初任者研修をはじめとした教員研修のより一層効果的な取組を推進するための研修等定数の改善、効果的な活用等の支援が必要

## Q&A

**Q** 今後、教員になるには、修士課程を修了しないとけないのですか？

**A** 答申で示されている「改革の方向性」においては、①修士レベルの「一般免許状（仮称）」を取得してから教員になるパターンのほか、②学士レベルの「基礎免許状（仮称）」を取得して教員になった後、採用直後に初任者研修と連携・融合した形で「一般免許状（仮称）」を取得するパターンや、③採用後、一定期間勤務したのちに「一般免許状（仮称）」を取得するパターンも示されており、修士課程を修了しなければ教員になれないということはありません。

**Q** 修士レベル化の“レベル”とはどのような意味ですか？

**A** 答申では、「一般免許状（仮称）」は、学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準とすることとされており、これには、教職大学院や修士課程での学修のほか、教育委員会と大学との連携・協働により運営するプログラムなども含まれるものとされています。したがって、必ずしも修士の学位の取得とは連動しないということになります。

**Q** 修士レベル化はいつから始まりますか？

**A** 「一般免許状（仮称）」の創設等の制度改正についての期限は答申では示されておらず、当面は、修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による研修の充実等を段階的に進めることとし、そのうち主要な取組は、教育振興基本計画に盛り込み、計画的に取り組むこととされています。

**Q** 現在、一種免許状で教員をしています。専修免許を取得しなければ教壇に立てなくなりますか？

**A** そのようなことはありません。しかし、教員の知識・技能は、社会の変化に応じて常に刷新していくことが求められています。答申では、「基礎免許状（仮称）」の取得者は、早期に「一般免許状（仮称）」を取得することが期待されるとされています。

**Q** 教員免許更新制はどうなりますか？

**A** 教員免許更新制については、詳細な制度設計の際に更に検討を行うこととされています。

**Q** 修士レベル化は、幼稚園教諭についても適用されますか？

**A** 今後の詳細な制度設計の際には、学校種、職種の特性に配慮することとされており、幼稚園教諭については、現職教員の二種免許状保有者の割合が7割を超える現状等を踏まえ、新しい時代における質の担保・向上という観点から適切な制度設計を検討することが必要とされています。

**Q** 教員をしながら大学院で学ぶことはできますか？

**A** できます。詳しくは下の「現職教員の大学院での学びの紹介」を御覧ください。

### 現職教員の大学院での学びの紹介

#### 【大学院への派遣研修】

任命権者が、その教育行政上の必要から研修命令をともなって実施する職務研修の一つとして、大学院への派遣研修があります。大学院修学休業制度と異なり、在学先の大学院、派遣される者等は、任命権者がその教育行政上の必要から決定することになります。

#### 【大学院修学休業制度】

教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成12年4月28日法律第52号）により大学院修学休業制度が創設されました。同制度は平成13年度より開始されています。

制度の概要は、以下の通りです。

- ① 公立学校の教員（教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師）で、一種免許状又は特別免許状を有する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、その課程を履修するための休業をすることができます。
- ② 休業中の教員は、その身分を保有しますが、職務に従事しません。
- ③ 休業中は給与は支給されません。

#### 【その他】

その他、通常勤務をしながら学ぶことができるよう、夜間等に開設している大学院や通信課程の大学院もあります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN